

市民プールの開場を中止します

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せない状況にあります。毎年7月から8月31日まで、市民プールを開場していますが、混雑時には、更衣室やプールが密になることが想定され、利用者の安全確保が困難なことから、今年度の大垣市民プールおよび勤労身体障害者等市民プールの開場を中止します。

詳しくは、社会教育スポーツ課（☎47-8038）へ。

マイナンバーカード 交付・申請の夜間窓口開設

市は、平日業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、夜間窓口を開設します。



- ・とき / 7月16日(木)・21日(火) いずれも午後5時15分～7時30分
- ・ところ / 窓口サービス課
- ・内容 / マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新
- ・問合せ / 同課(☎47-8764)へ

敬老・金婚祝金を贈ります

市は、9月16日の敬老の日にあわせて、敬老祝金と金婚祝金を贈ります。いずれも9月1日現在で市内に住民登録があり、9月15日現在で1年以上市内に居住している人が対象です。祝金は、申請手続きで指定された口座へ9月末頃に振り込みます。

詳しくは、高齢福祉課（☎47-7424）へ。

【敬老祝金】

77歳（喜寿）、88歳（米寿）の人には、申出書を6月下旬に郵送しましたので、必要事項を記入し、7月31日までに申請してください。高齢福祉課、各地域事務所、各市民サービスセンターでも申請可能ですが、新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送での申請にご協力ください。※100歳の方は申請不要で、市から直接連絡します

【金婚祝金（結婚50年）】

対象となる人（昭和45年1月1日～同年12月31日に婚姻届を提出した夫婦）は、戸籍抄本と通帳を持参し、高齢福祉課、各地域事務所、各市民サービスセンターで申請手続きをしてください。なお、戸籍抄本は本籍のある役場でのみ交付しますので、市外に本籍がある人は、事前に取得してください。戸籍の郵送等請求は、各役場に直接お尋ねください。

区分	対象	金額
敬老祝金	77歳(喜寿) 昭和17年9月16日～昭和18年9月15日生まれ	5,000円
	88歳(米寿) 昭和6年9月16日～昭和7年9月15日生まれ	1万円
	※100歳(百寿)の人には、祝金(5万円)と祝品を誕生月にお届けします	
金婚祝金	昭和45年1月1日～昭和45年12月31日に婚姻届を提出した夫婦	1組1万円

介護保険負担割合証を 更新します

要介護・要支援の認定を受けている人、介護予防・日常生活支援総合事業を利用している人に交付している「介護保険負担割合証」の有効期限は、7月31日までです。

新しい同証を7月中旬に送付しますので、8月1日以降に介護保険サービスを利用する場合には、被保険者証と新しい負担割合証を2枚一緒に介護保険サービス事業所などへご提示ください。

なお、利用者負担割合は前年の所得によって決定します。

詳しくは、介護保険課（☎47-7406）へ。



国民年金保険料の免除制度 ご存じですか

国民年金の加入者で、保険料を納めるのが困難な場合は、申請によって、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の免除、納付猶予、学生納付特例の制度を利用することができます。ただし、いずれの制度も所得審査があります。また、部分免除の場合、承認後の保険料が納付されないと、免除は無効になり未納期間となりますので必ず納めてください。詳しくは、お近くの申請窓口でお尋ねください。

- 申請窓口 / 国保医療課、各地域事務所、各市民サービスセンター、大垣年金事務所など
- 持ち物 / 年金手帳、印鑑、運転免許証など本人確認ができるもの、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（失業中の人）
- 問合せ / 国保医療課（☎47-8129）または、大垣年金事務所（☎78-5166）へ

開かれた市政のために

情報公開・個人情報保護制度

市は、情報公開条例により、市・教育委員会・議会などの実施機関が保有する情報の公開を行っています。また、個人情報保護条例により、市民の皆さんの個人情報について適切な取り扱いの確保に努め、本人からの請求により情報の開示を行っています。

令和元年度の実施状況は、情報公開が317件、個人情報の開示が84件でした。

詳しくは、行政管理課（☎47-8294）へ。

市政情報コーナー

インターネットからも閲覧できます

市で作成した小冊子や公文書目録、審議会会議録などの資料は、市役所3階の市政情報コーナーや市立図書館3階の行政資料コーナーで閲覧できるほか、市HPやLINE公式アカウントからも、来庁することなく閲覧・ダウンロードすることができます。



先端設備の導入に係る固定資産税の特例措置が拡充されます！

平成30年6月から実施している先端設備の導入に係る固定資産税の特例措置について、対象設備に構築物と事業用家屋を追加するとともに、適用期限を2年間延長します。

設備投資を予定している中小企業や個人事業者などで、当制度の利用を希望される場合は、産業振興室（☎47-8609）または、課税課（☎47-8158）までお問い合わせください。

- 特例措置 / 対象となる設備・事業用家屋に係る固定資産税を3年間ゼロとする（都市計画税は除く）
- 対象事業者 / 中小企業者など（資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主など）で、先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受けた者
- 対象 / 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下表の設備・事業用家屋 ※中古資産は除く

対象	価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内
構築物【拡充】	120万円以上	14年以内
事業用家屋【拡充】	120万円以上（取得価額が300万円以上の先端設備等を稼働させるためのもの）	

- 適用期限 / 令和5年3月31日 ※生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和3年3月31日から2年間延長予定